平成２５年（フ）第２７６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸１丁目10番19号
債務者　齊藤佳菜子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３５９号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目５番８号　キャンティ102、前住所埼玉県富士見市東みずほ台２丁目14番地27　福泉ハイツ201
債務者　後藤　佳恵
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第７０号
岐阜県多治見市上野町３丁目69番地、従前の住所岐阜県可児市美里ケ丘１丁目21番地
債務者　鵜飼　　隆
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第６２号
滋賀県近江八幡市鷹飼町北４丁目23番地10、住民票上の住所京都府宇治市木幡中村44番地エルテベール・コハタＤ棟201号
債務者　和多田安孝
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第９２号
滋賀県近江八幡市白鳥町29番地１　敷島第３マンション103号室
債務者　松本　久子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第９２７号
大阪府藤井寺市古室３丁目12番40号
債務者　丸井　恵子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
群馬県高崎市下和田町４丁目５番７号
債務者　小川二三夫
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１３６号
群馬県高崎市下和田町４丁目５番７号
債務者　小川　夏子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１３７号
群馬県高崎市下和田町４丁目５番７号
債務者　小川　雅敏
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１４２号
群馬県高崎市芝塚町205番地　コーポしばづか103号
債務者　神澤　　等
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３２９号
埼玉県所沢市北所沢町1992番地の45サンハイツモリタ１Ｆ１号
債務者　田尻　　力
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３３０号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘３丁目2878番地の22
債務者　茂木　秀喜
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３４２号
埼玉県坂戸市大字青木504番地１
債務者　坂本　信夫
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３４３号
埼玉県坂戸市大字青木504番地１
債務者　坂本　節子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３５０号
埼玉県川越市大字砂新田1789番地１　スクエリアガーデン102号室
債務者　進藤　義友
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３５４号
埼玉県所沢市大字神米金358番地の13　郊外マンション新所沢団地Ｈ―303、前住所埼玉県所沢市北所沢町1992番地の15　コーポハニー202
債務者　山田　美緒
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６６号
岐阜県恵那市大井町2694番地１
債務者　可知　俊幸
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部